

国土交通省告示第 号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第二号八の規定に基づき、建設業法第七条第二号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十四年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

建設業法第七条第二号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（昭和四十七年建設省告示第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

表土木工事業の項の下欄第二号中「又は」を「、」に改め、「水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）」を加え、とび・土工工事業の項の下欄第二号中「又は」を「、」に改め、「水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）

を加え、電気工事業の項の下欄第二号中「又は」を「、」に改め、「建設部門」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）」を加え、同欄第五号中「第三項」を「第四項」に改め、管工事業の項の下欄第二号中「又は衛生工学部門とするものに合格した者」を「、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者」に改め、同欄第四号中「第三項」を「第四項」に改め、鋼構造工事業の項の下欄第三号中「建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）」を加え、ほ装工事業の項の下欄第二号中「建設部門」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）」を加え、しゅんせつ工事業の項下欄第二号中「又は」を「、」に改め、「水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）」を加え、機械器具設置工事業の項の下欄中「機械部門」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）」を加え、電気通信工事業の項の下欄中「電気・電子部門」の下に「又は総合技術監理

部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る。）「」を加え、造園工事業の項の下欄第二号中「又は林業部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）「」を「」、林業部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）「」に改め、さく井工事業の項の下欄第一号中「水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）「」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）「」を加え、水道施設工事業の項の下欄第二号中「又は衛生工学部門」を「」、衛生工学部門」に改め、「とするものに限る。）「」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物処理」とするものに限る。）「」を加え、清掃施設工事業の項の下欄中「とするものに限る。）「」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物処理」とするものに限る。）「」を加える。

建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（昭和四十七年建設省告示第三百五十二号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
(二略)	土木工事業	土木工事業	土木工事業
<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>
(二略)	土木工事業	土木工事業	土木工事業
<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>

目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
三、五（略）

電気工事業

一（略）
二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者
三・四（略）
五 建築士法第二十条第四項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後電気工事に關し一年以上実務の経験を有する者
六（略）

一（略）
二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生

三、五（略）

電気工事業

一（略）
二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は建設部門とするものに合格した者
三・四（略）
五 建築士法第二十条第三項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後電気工事に關し一年以上実務の経験を有する者
六（略）

一（略）
二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者

管工事業

生工學部門に係るものとするものに限る。）
とするものに合格した者

三 (略)

四 建築士法第二十条第四項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後電気工事に関し一年以上実務の経験を有する者

五・六 (略)

鋼構造物工事業

一・二 (略)

三 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者

四 (略)

ほ装工事業

一 (略)

二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者

管工事業

三 (略)

四 建築士法第二十条第三項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後電気工事に関し一年以上実務の経験を有する者

五・六 (略)

鋼構造物工事業

一・二 (略)

三 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者

四 (略)

ほ装工事業

一 (略)

二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者

造園工事業	電気通信工事業	機械器具設置工事業	しゅんせつ工事業
<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、林業部門(選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>三 (略)</p>

造園工事業	電気通信工事業	機械器具設置工事業	しゅんせつ工事業
<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は林業部門(選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者</p>	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門とするものに合格した者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>三 (略)</p>

るもの、「林業」又は「林業土木」とするものに限る。」とするものに合格した者

三
(略)

さく井工事業

一 技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者

二・三
(略)

水道施設工事業

一 (略)

二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和五十七年総理府令第三十七号）による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者

三
(略)

三
(略)

さく井工事業

一 技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者

二・三
(略)

水道施設工事業

一 (略)

二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門又は衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和五十七年総理府令第三十七号）による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）とするものに合格した者

三
(略)

(以下略)(以下略)

清掃施設工事業

技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和五十七年総理府令第三十七号）による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者

清掃施設工事業

技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和五十七年総理府令第三十七号）による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。」とするものに限る。）とするものに合格した者